

○交通事故自動記録装置運用要領の制定について

(平成13年3月15日岩交通発第20号警察本部長)

〔沿革〕平成27年8月岩交指243号、28年3月岩交指第51号、28年12月岩交指第310号改正

各 部 長

各 所 属 長

このたび、別添「交通事故自動記録装置運用要領」を制定し、平成13年4月1日から運用することとしたから適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、交通事故自動記録装置設置警察署（隊）以外の各所属においては執務の参考とされたい。

別 添

交通事故自動記録装置運用要領

第1 目的

この要領は、交通事故自動記録装置（以下「記録装置」という。）の適正な設置及び運用を図り、効果的かつ科学的な交通事故事件捜査を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 交通事故自動記録装置設置運用委員会

1 委員会の設置

記録装置の適正な設置及び運用を図るため、「交通事故自動記録装置設置運用委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員長 交通部交通指導課長

委員 交通部交通指導課交通事件捜査統括官

同 上 交通部交通指導課課長補佐（事件捜査担当）

同 上 交通部交通規制課課長補佐（安全施設担当）

同 上 刑事部科学捜査研究所技術職員（物理）

同 上 設置警察署の交通課長

2 委員会の任務

委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 記録装置の適正な設置及び運用を図るため、必要な協議、運用等に関して関係部門の調整を行うこと。
- (2) 設置した記録装置の適正な運用を推進するため、必要な協議、決定及び調整を行うこと。

3 事務局

委員会の事務局は、交通部交通指導課に置く。

第3 記録装置設置基準

1 交差点の設置基準

記録装置の設置に当たってはその機能を効率的に発揮させるため、原則として信号機交差点とし、次の要件を充たしていること。

- (1) 交通事故多発交差点であること。
- (2) 交差点の形状及び規模から有効な映像の収集ができること。
- (3) 交差点及びその直近に高架や軌道等がないなど、効率的な運用を妨げる特異騒音（路面状況に起因する車両走行騒音も含む）が存在しないこと。
- (4) センサー部（マイク及びカメラ）及び本体部（制御部及び記録部等）の共架に活用できる信号機柱等があり、設置に要する費用負担が軽減できること。
- (5) 走行速度の算出、交差点内への進入時の特定等に必要な路面標示が撮影される映像の範囲内に入っていること。

2 センサー部の設置基準

記録装置設置交差点の各停止線を完全にカメラの撮影範囲に入れることが必要であるので、原則として「一交差点2カメラ方式」とすること。ただし、極めて大きな交差点の場合はこの限りでない。

第4 記録装置の設置場所

記録装置の設置場所は、別表「交通事故自動記録装置設置場所一覧表」のとおりとする。

第5 記録装置の種類及び記録媒体

記録装置は騒音感知型及び常時記録型とし、記録媒体について、騒音感知型は「磁気テープ」、常時記録型は「SSD（ソリッドステートドライブ）」を使用するものとする。

第6 運用指導責任者、運用管理責任者及び取扱責任者

記録装置の適正な運用を図るため運用指導責任者、運用管理責任者及び取扱責任者を定める。

- 1 運用指導責任者
運用指導責任者は交通指導課長とする。
- 2 運用管理責任者
運用管理責任者は設置警察署の警察署長とする。
- 3 取扱責任者
取扱責任者は設置警察署の交通課長とする。

第7 運用指導責任者、運用管理責任者及び取扱責任者の任務

運用指導責任者、運用管理責任者及び取扱責任者の任務は次のとおりとする。

- 1 運用指導責任者
 - (1) 本部内各関係部門との連絡調整
 - (2) 運用管理責任者、取扱責任者に対する指導及び教養の実施
 - (3) その他必要事項
- 2 運用管理責任者
記録装置の適正な運用及び保守管理
- 3 取扱責任者
 - (1) 交差点見取図及び信号階梯表の入手及び管理
 - (2) 「信号現示と階梯表」及び「信号現示状況と記録」の整合性の確認
 - (3) 「交通事故自動記録装置運用管理簿」の作成及び管理
 - (4) 撮影映像の保管
 - (5) その他運用管理全般に関する事項

第8 交通事故自動記録装置運用管理簿の作成

取扱責任者は、記録装置の運用状況を明らかにするため、設置交差点ごとに「交通事故自動記録装置運用管理簿」（別記様式第1号）を作成し、それぞれに交差点見取図、信号階梯表及び信号現示と信号階梯表等の確認状況を記載すること。

第9 記録装置の運用に関する留意事項

- 1 交差点見取図及び信号階梯表の保管
 - (1) 交差点見取図
記録装置設置交差点について、ステレオカメラにより交差点見取図を作成し保管すること。
なお、当該交差点が路面標示や改良等が行われた場合は、その都度速やかに交差点見取図を再作成し保管すること。
 - (2) 信号階梯表
記録装置設置交差点の信号階梯表を入手し保管すること。なお、信号現示が変更になった場合は、その都度速やかに当該交差点の信号階梯表を入手し保管すること。
- 2 信号現示と信号階梯表及び信号現示状況と記録の整合性の確認
信号現示と信号階梯表及び信号現示状況と記録の整合性について、下記の事項について確認すること。

(1) 信号現示が信号階梯表に示した順序に従って標示されていること。

(2) 信号現示状況とその記録に差異がないこと。

3 交通事故事件捜査に伴う撮影映像の確認

記録装置交差点で交通事故が発生した場合は、時期を失することなく撮影映像を確認し、証拠保全の措置を講じること。なお、常時記録型の記録装置が設置されている交差点において撮影映像の確認が必要な交通事故が発生した場合は、運用指導責任者に連絡し、証拠保全の措置を講ずるよう依頼すること。

第10 撮影映像の活用

1 交通事故当事者に対する撮影映像の活用

撮影映像は、捜査資料として位置づけられるのもので、証拠隠滅等、捜査や公判において支障を生じるおそれがないと認められる時は、実況見分又は取調の必要に応じ、当該交通事故の当事者に対し、他者の権利を阻害しない必要最低限の範囲で映像を見せることができる。

2 交通事故の当事者から事情聴取ができない場合における親族等に対する撮影映像の活用

上記1の要件を充たし、交通死亡事故等の当事者から事情聴取できない場合で、当該当事者の親族等から事情聴取するときは、上記同様の必要最低限の範囲で当該事故の映像を親族に見せることができる。

3 当該記録装置の運用については、効果的かつ科学的な交通事故事件捜査を円滑に行うことを本旨としているが、交通事故事件を除く重要事件に活用する場合は、当該事件の事件捜査主管課長から運用指導責任者に通報した上で、委員会に諮り、活用について決定する。

第11 記録媒体（「磁気テープ」及び「SSD内蔵記録ユニット」）の保管及び取扱要領

1 磁気テープの正本は証拠品に準じて保管し、設置交差点ごとに「撮影映像保管簿」（別記様式第2号）に保管状況を記載しておくこと。

2 磁気テープの正本を交通事故事件等の証拠品として送致する場合は、必ず複製化をすること。

なお、複製したときは、正本の送致年月日、事件番号、複製日時、複製の作成者を明確にし、「撮影映像複製記録簿」（別記様式第3号）に記載しておくこと。

3 撮影映像は、撮影日から起算して5年間は、施錠のあるキャビネット等に保管すること。

4 撮影が終了した磁気テープを交換したときは、必ず消去防止措置を講じること。

5 運用管理責任者は磁気テープを随時点検するとともに、運用管理責任者に変更が生じた時は、「撮影映像点検・引継簿」（別記様式第4号）により確実に引き継ぐこと。

6 常時記録型のSSD内蔵記録ユニットの脱着、映像の抽出は運用指導責任者の指揮を受けた交通指導課員が対応することとし、交通事故事件等の証拠品として送致する場合は外部記録媒体に複写し、送致するものとする。なお、複写については2点作成し、1点を証拠品として作成するが、もう1点については副本として磁気テープと同様の補完措置等を講ずる。

また、SSD内蔵記録ユニット内のデータについては、複写後は直ちに消去するとともに、通常でも2週間を超えない範囲で消去するよう調整すること。

第11 保守及び点検

記録装置は定期点検と現場点検を行うものとする。

1 定期点検

定期点検は、記録装置を製造した製造会社が毎年1回行うこと。

2 現場点検

現場点検は、毎月1回行い点検結果を「現場点検簿」（別記様式第5号）に記載すること。

なお、現場点検の際には、磁気テープの残存状況を確認すること。

第12 報告

1 証拠品として送致した場合

撮影した映像を証拠品として検察庁に送致する場合は、「証拠品（映像）送致事案報告書（別記様式第6号）により速報すること。

2 事故関係者に活用した場合

撮影した映像を交通事故の当事者、目撃者及び当事者の親族等の事故関係者に提示して活用した場合は、その都度「映像提示活用事案報告書」（別記様式第7号）により報告すること。

第13 簿冊の保存年限

次に定める簿冊の保存はそれぞれ5年とする。

1 交通事故自動記録装置運用管理簿（別記様式第1号）

2 撮影映像保管簿（別記様式第2号）

3 撮影映像複製記録簿（別記様式第3号）

4 撮影映像点検・引継簿（別記様式第4号）

5 現場点検簿（別記様式第5号）

6 証拠品（映像）送致事案報告書（別記様式第6号）

7 映像提示活用事案報告書（別記様式第7号）

別 表

交通事故自動記録装置設置場所一覧表

番号	交 差 点 名	設 置 場 所	規 制 番 号	備 考
1	茶畑交差点	岩手県盛岡市茶畑一丁目19番1号 (国道4号)	盛岡東 10番	
2	高松交差点	岩手県盛岡市上田四丁目20番35号 (国道4号)	盛岡東 39番	
3	館坂交差点	岩手県盛岡市前九年一丁目10番28号 (国道46号)	盛岡西 1番	
4	津志田交差点	岩手県盛岡市津志田15地割27番地24 (国道4号)	紫 波 21番	
5	大槻交差点	岩手県一関市山目字大槻90番地 (国道4号)	一 関 39番	

交通事故自動記録装置運用管理簿

交 差 点 名	
---------	--

	確 認 年 月 日	変更の有無	変 更 年 月 日	備 考
交差点見取図	年 月 日	有・無	年 月 日	
信号階梯表	年 月 日	有・無	年 月 日	
交差点形状	年 月 日	有・無	年 月 日	
路面標示	年 月 日	有・無	年 月 日	
備 考				

- 注意 1 交通事故自動記録装置運用管理簿は、記録装置が設置された交差点ごとに作成すること。
- 2 交差点見取図、信号階梯表について、記録装置が設置された後、速やかに備え付け確認年月日欄に確認年月日を記載すること。
- 3 交差点形状、路面標示について、記録装置が設置された後、速やかに確認し確認年月日欄に確認年月日を記載すること。
- 4 記録装置が設置された後に交差点形状、路面標示、信号現示に変更があったときは、変更になった年月日をそれぞれの変更年月日欄に記載すること。

撮 影 映 像 保 管 簿

交差点名	
映像番号	

撮 影 開 始 年 月 日	取 出 し 年 月 日 (再取出し日も含む)	再撮影開始年月日	撮 影 終 了 年 月 日	担 当 者 印	取 扱 責 任 者 印	廃 棄 年 月 日

- 注意
- 1 撮影映像保管簿は、記録装置が設置された交差点ごとに作成すること。
 - 2 撮影映像（記録テープ）の撮影開始年月日、取出し年月日、再撮影年月日、撮影終了年月日について、それぞれの欄に記載すること。
 - 3 撮影映像（記録テープ）を廃棄したときは、廃棄年月日欄に記載すること。

撮影映像複製記録簿

番号	交差点名	映像番号	送致年月日	送 致 先	事 件 番 号 被 疑 者 名	複 製 日 時	複製者 印	取扱責 任者印	備 考

注意 撮影映像が還付されたときは、その旨を備考欄に記載すること。

署長	副署長 (次長)	課長	係長
<h1>現場点検簿</h1>			
日時	平成 年 月 日 (曜日)		
	午	時	分から
	午	時	分まで
場所	交差点		
点検者	警察署		
	階級	氏名	印
記録装置	各部の名称		異常の有無等の区別
	センサー部	カメラ	異常なし 異常あり
		マイク	異常なし 異常あり
	制御機	撮影件数	異常なし 異常あり
		運転状態	異常なし 異常あり
備考			

平成 年 月 日

岩手県警察本部長 殿
(交通指導課長)

警察署長

証拠品（映像）送致事案報告書

事件番号	第 号
被疑者名	
送致理由	
送致先	
交差点名	
映像番号	
備考	

岩手県警察本部長 殿
(交通指導課長)

警察署長

映像提示活用事案報告書

事件番号	第 号
被疑者名	
提示年月日	年 月 日
被提示者	
提示者	階級 氏名
提示理由 及び 結果	
交差点名	
映像番号	
備考	

静止画像作成報告書

平成 年 月 日

〇〇警察署
司法警察員
警 視

〇〇〇〇

殿
〇〇警察署
司法警察員
警部補

静止画像作成報告書

(交通事故自動記録装置で撮影した映像からの静止画像作成報告書)

被疑者 に対する 被疑事件につ
き、交通事故の発生状況を明らかにするため交通事故自動記録装置により撮
影した映像から静止画像を作成した状況は次のとおりであるから報告する。

記

- 1 事故の種別
信号機交差点における普通乗用自動車と普通貨物自動車の衝突事故
- 2 発生日時
平成 年 月 日 午 時 分 ころ
- 3 発生場所
岩手県 市 町 番 号 先道路上 (交差点)
- 4 事故当事者
 - (1) 被疑者
本籍 岩手県 市 町 番 号
住居 岩手県 市 町 番 号
職業 (勤務)
氏 名 〇 〇 〇 〇
昭和 年 月 日生 (歳)
運転車両
自家用普通乗用自動車・ワンボックス型・白色
岩手500せ〇〇〇〇号
 - (2) 被害者
住居 岩手県 市 町 番 号
職業 (勤務)
氏 名 〇 〇 〇 〇
昭和 年 月 日生 (歳)
運転車両
事業用普通貨物自動車・パネル型・青色
岩手400す〇〇〇〇号
- 5 交通事故自動記録装置
型名 TAAMS-232
- 6 録画テープ
〇〇製VTR用ビデオテープ(120分録画用)
- 7 交通事故自動記録装置操作状況
 - (1) 平成 年 月 日 午 時 分 ころ、〇〇警察署司法巡査〇〇が交通
事故自動記録装置を点検したうえ、録画用テープを挿入した。
 - (2) 平成 年 月 日 午 時 分 ころ、前記交差点で発生した交通事故
の捜査のため、平成 年 月 日 午 時 分 ころ、〇〇警察署司法警察

員〇〇〇〇が本装置が正常に作動していることを確認したうえ、録画用テープを抜き取り、交通事故現場でビデオ一体型カラーテレビ（V C - F 1 0 1）により録画映像を確認したところ、

普通乗用自動車（ワンボックス型）が国道4号を〇〇方面から進行してきて交差点に進入し〇〇方面に右折しようとした際に、県道〇〇線を〇〇方面から直進してきた普通貨物自動車（パネル型）と衝突した

状況が撮影されていた。

8 静止画像作成状況

平成〇〇年〇月〇日、岩手県警察本部刑事部鑑識課司法警察員（技術吏員）〇〇〇〇が同課備え付けの画像処理装置により、上記6の録画テープの画像を解析して静止画像5枚を作成したものである。

9 静止画像の説明

本報告書添付の静止画像の左下部の

- ・ 大槻（カメラ1）
- ・ 階梯01
- ・ 01-04-23 14:28:20

の文字及び数字は

- ・ 「大槻（カメラ1）」は、交通事故自動記録装置設置交差点名と設置カメラ名
- ・ 「階梯01」は、同装置のカメラが撮影した時点での信号機の表示
- ・ 「01-04-23の01」は、西暦2001年
「04-23」は、4月23日の月日
「14:28:20」は、午後2時28分20秒の時間

を表すものである。

10 静止画像の内容

(1) N o 1 の静止画像

国道4号の中央線側の車線を〇〇方面から進行してきた普通乗用自動車が単独走行中で停止線上に存在し、歩道寄り車線には大型貨物自動車（トレーラー）が停止していることと、県道〇〇線を〇〇方面から進行してきた普通貨物自動車（パネル型）が停止線を通過し横断歩道上に存在することがそれぞれ確認できる。

(2) N o 2 の静止画像

国道4号の交差点の〇〇側には歩道寄り車線及び中央線寄り車線に、停止している車両が〇〇台と県道〇〇線を走行する車両が〇〇台確認できる。

(3) N o 3 の静止画像

普通乗用自動車と普通貨物自動車が交差点内で衝突したことが確認できる。

(4) N o 4 の静止画像

普通貨物自動車は衝突後も直進を続け、普通乗用自動車は車両後部を右に振って反転した状況が確認できる。

(5) N o 5 の静止画像

普通貨物自動車は交差点の出口付近の横断歩道上で停止し、普通乗用自動車は反転後停止した状況が確認できる。

11 その他

本件交通事故の発生状況が確認できた静止画像5葉及び交通事故自動記録装置機能説明書、カメラ設置状況図を本書末尾に添付した。

警察署
司法警察員
警 視 ○ ○ ○ ○ 殿

警察署
司法警察員
警 部 補

映像活用状況報告書

(交通事故自動記録装置による映像の活用状況報告書)

被疑者 に対する 被疑事件につき、交通事故自動記録装置により撮影した画像を活用した状況は、次のとおりであるから報告する。

記

- 1 事故の種別
信号機交差点における普通乗用自動車と普通貨物自動車の衝突事故
- 2 発生日時
平成 年 月 日 午 時 分 ころ
- 3 発生場所
岩手県 市 町 番 号 先道路上 (交差点)

4 事故当事者

(1) 被疑者

本籍 岩手県 市 町 番 号
住居 岩手県 市 町 番 号
職業 (勤務)
氏 名
昭和 年 月 日生 (歳)

運転車両
自家用普通乗用自動車
岩手500せ 号

(2) 被害者

住居 岩手県 市 町 番 号
職業 (勤務)
氏 名
昭和 年 月 日生 (歳)

運転車両
事業用普通貨物自動車
岩手400す 号

5 交通事故自動記録装置

型名 TAAMS-232

6 録画テープ

〇〇製VTR用ビデオテープ(120分録画用)

7 交通事故自動記録装置操作状況

(1) 平成 年 月 日 午 時 分 ころ、〇〇警察署司法巡查〇〇〇〇が交通事故自動記録装置を点検したうえ、録画用テープを挿入した。

(2) 平成 年 月 日 午 時 分 ころ、上記交差点で発生した交通事故の捜査のため、平成 年 月 日 午 時 分 ころ、〇〇警察署司法警察員〇〇〇〇が本装置が正常に作動していることを確認したうえ、録画テープを抜き取り、交通事故現場においてビデオ一体型カラーテレビ(VC-F1

01) により録画映像を確認したところ、

普通乗用自動車（ワンボックス型）が国道4号を〇〇方面から進行してきて交差点に進入し〇〇方面に右折しようとした際に、県道〇〇線を〇〇方面から直進してきた普通貨物自動車（パネル型）と衝突した

状況が撮影されていた。

8 映像活用状況

※ 例1（事故現場で活用した場合）

被疑者〇〇〇〇は、当初「自分は、青色信号で交差点に入った。」と説明していたが、交通事故自動記録装置の設置状況と機能を説明したうえ、同日午時 分ころ交通事故現場において映像を確認させたところ、「交差点に入ろうとしたときには信号は赤色に変わっており、自分が赤色を無視して交差点に入ったことが分かった」と素直に信号無視の事実を認めたものである。

※ 例2（取調べで活用した場合）

平成 年 月 日、〇〇警察署において、被疑者〇〇〇〇の取調べを行ったところ、「自分が信号を確認しなかったことは間違いないが、赤色の信号無視をしたとは思えない。」と供述したが、交通事故現場の交差点には交通事故自動記録装置が設置されていることとその機能を説明したうえ、同日午時 分ころ、同署取調室内において上記映像を確認させたところ、「ビデオを見て自分が赤信号を無視して交差点に入ったことが分かりました。」と供述を訂正したため、その旨を供述調書に録取した。

9 その他

交通事故自動記録装置機能説明書、カメラ設置状況図を本書末尾に添付することとした。

画像処理依頼書

平成 年 月 日

刑事部鑑識課長 殿

警察署長

画像処理依頼書

事 件 名	
発 生 (認 知) 年 月 日 時 分	
事 件 概 要	
画像処理部分と 処理のねらい	
V T R の種類と ビデオテープの 種類及び長さ	
依 頼 担 当 者	